

次育第 3428 号
令和 3 年 1 月 7 日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について

本県の子ども・子育て支援の推進につきまして、日ごろから御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、令和 3 年 1 月 7 日付けで政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言が発出され、本県を含む一都三県が同法第 32 条第 1 項第 2 号に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されました。

このことを受け、県では、別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を策定し、令和 3 年 1 月 8 日から 2 月 7 日までの間、県全域において、県民の外出自粛や飲食店等に対する営業時間短縮等を要請することといたしました。

保育所等については、別添「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」（令和 3 年 1 月 7 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課ほか事務連絡）において、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いすることとされましたので、各市町村におかれましては、保育所等に対して本通知の内容を周知するとともに、引き続き感染防止対策についてご指導いただきますようお願いいたします。

問合せ先

（保育関係）

保育・待機児童対策グループ

電話 045-210-4663

（放課後児童健全育成事業関係）

子育て支援人材グループ

電話 045-210-4687